

○総務省令第三十三号

地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第十五条第一項第一号イ及び第三十一条の規定に基づき、地方債に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

総務大臣 山本 早苗

地方債に関する省令の一部を改正する省令

地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第七条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

附則第八条を次のように改める。

（建設改良費に準ずる経費に関する経過措置）

第八条 令第十五条第一項第一号イに規定する建設改良費に準ずる経費として総務省令で定めるものは、第十二条各号に定める経費のほか、次に掲げるものとする。

一 平成三十四年度までの間における平成二十四年度末までに供用を開始した地下高速鉄道の路線を有す

- る地方公共団体が平成十二年度までに起こした地下鉄事業債（建設改良費の財源に充てるために起こしたものに限る。）の利子（第十二条第二号に規定する建設中の施設に係る地方債の利子を除く。）
- 二 平成二十七年度から平成三十一年度までの間における地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条第二項に規定する財務規定等の適用に要する経費

附 則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。